資料２

山口県公文書等の管理に関する条例（仮称）の骨子（案）の論点

１　定義（対象機関）（骨子案２ページ）　・・・・・・２

２　定義（対象文書）（骨子案３ページ）　・・・・・・４

３　作成（骨子案４ページ）　・・・・・・・・・・・・・６

４　移管、廃棄（骨子案４ページ）　・・・・・・・・８

５　電子情報処理組織の利用（骨子案５ページ）　・・10

６　公文書管理指針（骨子案５ページ）　・・・・・・12

７　公文書管理委員会へ諮問しない事項　・・・・・・・14
（骨子案７ページ）

1　定義（対象機関）（骨子案２ページ）

①「議会」を実施機関に含めることについて

＜県の考え方＞

公文書管理制度と密接に関連する県情報公開制度では「実施機関」に「議会」を含めているため、公文書管理条例においても同様に、実施機関に「議会」を含めることとしたい。

＜国、他県の状況＞

- 公文書管理法は「行政機関」を対象としており、「国会」は対象外
- 議会を実施機関に含めている　9県
  含めていない　5都県
- 議会を実施機関に含めていない５都県の議会は、独自の情報公開条例、文書管理に関する規程（条例）を制定

②「県が設立した地方独立行政法人」を実施機関に含めることについて

＜県の考え方＞

公文書管理制度と密接に関連する県情報公開制度では「実施機関」に「県が設立した地方独立行政法人」を含めているため、公文書管理条例においても同様に、実施機関に「県が設立した地方独立行政法人」を含めることとしたい。

＜国、他県の状況＞

設立した地方独立行政法人を実施機関に含めている　9都県
含めていない　国、４県

「実施機関」の定義及び「地方独立行政法人」の取扱についての他県条例との比較

	実施機関の定義															地方独立行政法人は別に規定	地方独立行政法人は努力義務
	知事	議会	教育委員会	選挙管理委員会	人事委員会	監査委員	公安委員会	警察本部長	労働委員会	収用委員会	海区漁業調整委員会	内水面漁場管理委員会	公営企業管理者	県設立地方独立行政法人	公社		
山形県	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
東京都	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
長野県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
兵庫県	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
鳥取県	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
島根県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
香川県	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
高知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
山口県（案）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
山口県情報公開条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

※公文書管理法では、「独立行政法人等」は「行政機関」とは別に規定

※山形県、熊本県の情報公開条例では、「地方独立行政法人」を「実施機関」に含む
　兵庫県の情報公開条例では、「地方独立行政法人」は「実施機関」とは別に規定

２　定義（対象文書）（骨子案３ページ）

特定歴史公文書の範囲・所管について

＜特定歴史公文書の範囲＞

県　名	寄贈・寄託された文書 (江戸時代以前の古文書)	県が作成した公文書 (明治以降の公文書)
山 口 県	**(案)特定歴史公文書から除外**	**（案）特定歴史公文書**[注2]
群 馬 県 新 潟 県 長 野 県 三 重 県 香 川 県	特定歴史公文書から除外[注1]	特定歴史公文書[注3]
国・上記 以外の県	特定歴史公文書[注4]	

注１）いずれの県も公文書管理条例制定前に文書館等を設置し、古文書を所蔵・管理

注２）山口県文書館は、昭和２２年以前の公文書については、重要文化財に指定されているものもあり文化財としての価値が高いため、特定歴史公文書とせず、古文書と同じ現行の方法で管理したい意向あり

注３）文化財に指定されているものを含む

注４）・国立公文書館では、利用請求に対する処分に係る審査基準（国立公文書館長決定）において、国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準じるものについては、原本の利用を制限する取扱をすることとしている

・山形県・滋賀県・島根県・高知県・熊本県は、公文書館での古文書の所蔵なし

・兵庫県・愛媛県は、特定歴史公文書の定義なし

＜特定歴史公文書の所管＞

県　名	施設(公文書館)名	施設の所管	特定歴史公文書の所管
山 口 県	**文　書　館**	**教　委**	**（案）　知　事**[注1]
新 潟 県 長 野 県 三 重 県	文　書　館 歴　史　館 総合博物館	教　委	知　事[注2]
群 馬 県	文　書　館	教　委	教　委
上記以外 の県[注3]	公 文 書 館 公文書センター	知　事	知　事

注１）教育委員会への事務委任又は補助執行を検討

注２）新潟県は、文書館内に法務文書課歴史公文書室（知事部局）を設置
長野県は、教育委員会が補助執行の予定（令和４年４月条例施行予定）
三重県は、総合博物館内に文化振興課歴史公文書班(知事部局)を設置

注３）愛媛県・熊本県は、公文書館の設置なし
兵庫県・愛媛県は、特定歴史公文書の定義なし

「特定歴史公文書」の範囲についての法・他県条例比較

<table>
<tr><th rowspan="2">県名等</th><th colspan="2">公文書館が所蔵している古文書等を含めているか</th><th colspan="2">公文書館に寄贈・寄託される古文書等を含めるか</th></tr>
<tr><th>含める</th><th>含めない</th><th>含める</th><th>含めない</th></tr>
<tr><td>法</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>山形県</td><td colspan="2">所蔵なし</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>群馬県</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>東京都</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>新潟県</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>長野県</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>三重県</td><td></td><td>○</td><td>○注２</td><td></td></tr>
<tr><td>滋賀県</td><td colspan="2">所蔵なし（県立図書館が所蔵）</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>兵庫県注１</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>鳥取県</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>島根県</td><td colspan="2">所蔵なし（県立図書館が所蔵）</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>香川県</td><td></td><td>○</td><td>○注２</td><td></td></tr>
<tr><td>愛媛県注１</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>高知県</td><td colspan="2">所蔵なし</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>熊本県</td><td colspan="2">所蔵なし</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>山口県
（案）</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

注１）兵庫県・愛媛県は、特定歴史公文書の定義なし
注２）寄贈・寄託されたもののうち、公文書に類するものとして知事が指定するものを特定歴史公文書等に含める規定としている

３　作成（骨子案４ページ）

文書の作成対象となる事項について

＜県の考え方＞

・　公文書管理法第４条で規定している、①「経緯も含めた意思決定に至る過程」、②「事務及び事業の実績」、③「軽微なものである場合を除く」、については、ほぼすべての県で規定していることから、本県も同様としたい。

・　④作成対象となる具体的な事項については、条例で規定せず、規則・規程等で規定している県が大勢を占めていることから、本県も同様としたい。

＜国、他県の状況＞

・　経緯も含めた意思決定に至る過程　　　国、１３県
・　事務及び事業の実績　　　　　　　　　国、１３県
・　軽微なものを除く　　　　　　　　　国、１４都県
・　作成対象となる具体的な事項　　　　　国、　４県

《公文書管理法》

第１節　文書の作成

第４条　行政機関の職員は、第１条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程①並びに当該行政機関の事務及び事業の実績②を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き③、次に掲げる事項④その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一　法令の制定又は改廃及びその経緯

二　前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯

三　複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

四　個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五　職員の人事に関する事項

「文書作成」についての法・他県条例との比較

県名等	合理的に跡付け、又は検証する対象		軽微なものは除く	作成対象事項 注１
	経緯も含めた意思決定に至る過程	事務及び事業の実績		
法	○	○	○	○
山形県	○	○	○	○
群馬県	○	○	○	×
東京都	政策の形成過程及びその実施		○	×
新潟県	○	○	○	×
長野県	○	○	○	×
三重県	○	○	○	○
滋賀県	○	○	○	×
兵庫県	○	○	○	○
鳥取県	○	○	○	×
島根県	○	○	○	○
香川県	○	○	○	×
愛媛県	○	○	○	×
高知県	○	○	○	×
熊本県	○	○	○	×
山口県（案）	○	○	○	×

注１）条例で規定していない県では、規則・規程等で規定

4　移管、廃棄（骨子案４ページ）

歴史公文書の廃棄を防ぐためのチェック体制等について

＜県の考え方＞

○　チェック体制

・　実施機関は、廃棄対象簿冊が歴史公文書に該当するか否かについて文書館の意見を聴いた上で、廃棄する旨を知事に報告することとしたい。

（理由）

・専門知識を有し歴史公文書を収集・保存等してきた実績を有する文書館への意見聴取により、歴史公文書の廃棄が防止可能と考えられること。

・国では、文書の廃棄手続の中で、国立公文書館が廃棄の適否に関する専門的助言を行っていること。

・全ての廃棄対象簿冊について、公文書管理委員会に意見聴取することは、実務上困難であること。

○　実施機関の対応

知事から歴史公文書に該当する簿冊等を廃棄しないように求められた実施機関は、保存期間を延長するか、知事に移管する仕組みとしたい。

＜国、他県の状況＞

・　国は、文書を廃棄する際は内閣総理大臣の同意を得ることとされており、同意が得られない場合は新たに保存期間を設定することとしている。

・　知事のみが関与することとしている	３都県
・　公文書管理委員会に意見聴取することとしている	６県
・　公文書館に意見聴取又は協議することとしている	２県
・　実施機関が判断することとしている。	３県

＜移管、廃棄手続のイメージ＞

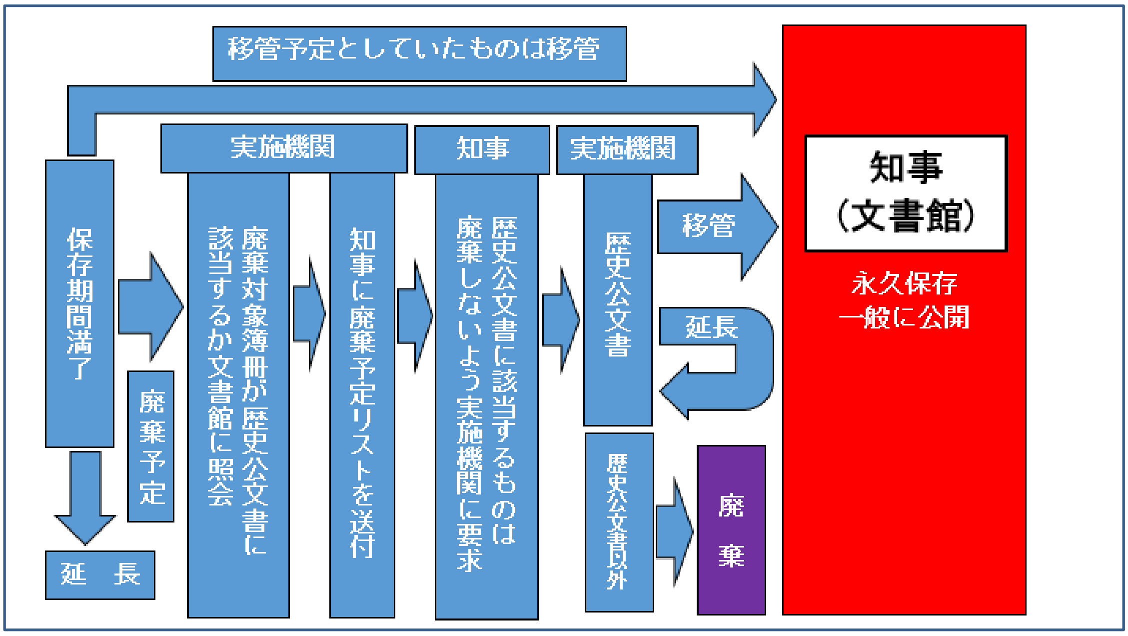

保存期間満了後の簿冊の「移管、廃棄」の方法についての法・他県条例との比較

1　知事（内閣総理大臣）の関与

県名等	関　与　の　概　要
法	行政機関の長は、廃棄前、**内閣総理大臣**に協議し、同意を得なければならない。
山形県	実施機関は、廃棄前、委員会に意見聴取。実施機関は、その意見を踏まえ、廃棄する場合には、あらかじめ**知事**に協議し、同意を得なければならない。
東京都	実施機関は、**知事**から、公文書館で保存する必要があると認めるものの移管を求められたときは、特別の理由がある場合を除き移管に応じる。
新潟県	実施機関は、廃棄前、**知事**に報告。**知事**は、歴史公文書に該当すると認めるとき、実施機関に対し、知事に移管するよう求めることができる。
長野県	実施機関は、廃棄前、**知事**に報告。**知事**は、審議会に意見聴取し、その意見を実施機関に通知。
三重県	実施機関は、廃棄前、**知事**に報告。**知事**は、審査会に意見聴取し、その意見を勘案し、歴史公文書等に該当すると認めるときは、実施機関に対し、廃棄しないよう求める。
滋賀県	実施機関は、廃棄前、**知事**に報告。**知事**は、審議会に意見聴取し、その意見を勘案し、歴史公文書等に該当すると認めるときは、実施機関に対し、公文書館に移管するよう求める。
香川県	実施機関は、廃棄前、**知事**に報告。**知事**は、歴史公文書等に該当すると認めるときは、実施機関に対し、文書館に移管するよう求めることができる。
高知県	実施機関は、移管又は廃棄前に**知事**に協議(協議結果は委員会へ諮問)。**知事**は、歴史公文書等に該当すると認めるときは、実施機関に対し、廃棄しないよう求めることができる。
山口県（案）	実施機関は、廃棄前、文書館に意見聴取し、その意見を踏まえて廃棄する場合は**知事**に報告。**知事**は、歴史公文書に該当すると認めるときは、実施機関に対し、廃棄しないよう求める。

2　公文書管理委員会等の関与（意見聴取）

山形県、長野県、三重県、滋賀県、高知県、熊本県（知事の関与なし）

3　公文書館の関与

県名等	関　与　の　概　要
法	(規定はないが、国立公文書館が廃棄の適否に関する専門的助言を実施)
群馬県	実施機関は、廃棄前、**教育委員会**に意見聴取。**教育委員会**は、歴史公文書等に該当すると認める時は、文書館への移管を求めることができる。
鳥取県	実施機関は、廃棄前、**館長**に協議。**館長**は、歴史公文書等に該当すると認めるときは、実施機関に対し、公文書館への移管を求めることができる。
山口県（案）	実施機関は、歴史公文書に該当するか否かについて、**文書館**に意見聴取。

５　電子情報処理組織の利用（骨子案５ページ）

電子情報処理組織の利用に関する規定を設けることについて

＜県の考え方＞

「公文書の電子化に対応した公文書管理体制の整備」が今回の条例化の目的の一つであることから、当該規定を設けたい。

＜国、他県の状況＞

システム利用に関する規定を設けている　　　　３県

設けていない　国、１１都県

※　システム利用に関する規定を設けている３県の規定

長野県	実施機関は、公文書の管理を効率的に行うため、原則として電子情報システムを利用しなければならない。
滋賀県	実施機関は、現用公文書の管理を効率的に行うため、電子情報システムの利用に努めなければならない。
鳥取県	実施機関は、現用公文書の管理を効率的に行うため、電子情報システムの利用及び簿冊の集中管理の推進に努めなければならない。

「公文書管理におけるシステム利用」についての法・他県条例との比較

	条例に規定	規則、規程に規定
法	×	○
山形県	×	○
群馬県	×	○
東京都	×	○
新潟県	×	×
長野県	○	○
三重県	×	○
滋賀県	○	○
兵庫県	×	○
鳥取県	○	○
島根県	×	○
香川県	×	○
愛媛県	×	○
高知県	×	○
熊本県	×	○
山口県（案）	○	○

※「規則、規程」に規定しているすべての機関が個別の事務ごとにシステム利用について規定。東京都、滋賀県、香川県、愛媛県は文書事務全般についてシステムを利用するよう規定。

６　公文書管理指針（骨子案５ページ）

公文書管理指針を定める規定を設けることについて

＜県の考え方＞

・　公文書管理指針に関する規定を設け、制定の際は山口県公文書管理委員会に諮問することとしたい。

・　山口県公文書管理委員会での審議を経て制定した公文書管理指針に基づき各実施機関が公文書管理規程を定めることで、条例の内容に沿った全庁の統一的な公文書管理ルールを定めることができる。

＜国、他県の状況＞

・　公文書管理指針を定める規定を設けている　　　　　２県
　　　　　　　　　　　　　　　　設けていない　国、１２県

・　国は公文書管理指針に関する規定を設けていないが、「行政文書の管理に関するガイドライン」（内閣総理大臣決定）を制定している。

＜国制度のイメージ＞

行政文書の管理に関するガイドライン

○作成（文書主義の原則など）
○整理（職員の整理義務など）
○保存
○行政文書ファイル管理簿
○移管、廃棄又は保存期間の延長
○点検・監査及び管理状況の報告等
○行政文書の保存期間基準
○保存期間満了時の措置の決定基準　など

各省庁の行政文書管理規則

○作成に関する事項
○整理に関する事項
○保存に関する事項
○行政文書ファイル管理簿に関する事項
○移管又は廃棄に関する事項
○管理状況の報告に関する事項　など

「公文書の管理に関する指針の制定」「公文書管理規程（規則）の制定」についての法・他県条例との比較

	公文書の管理に関する指針の制定	公文書管理規程（規則）の制定
法	×	○
山形県	×	○
群馬県	×	○
東京都	×	○
新潟県	×	○
長野県	×	○
三重県	×	○
滋賀県	○	○
兵庫県	○	○
鳥取県	×	○
島根県	×	○
香川県	×	○
愛媛県	×	○
高知県	×	○
熊本県	×	○
山口県 （案）	○	○

7　公文書管理委員会へ諮問しない事項（骨子案７ページ）

①　保存期間満了後の簿冊等の廃棄について

＜県の考え方＞

・　保存期間満了後の簿冊を廃棄する際は、文書館の意見聴取を行うこととしたい。（第２章の５「移管、廃棄」参照）

・　歴史公文書について専門知識を有し、これまで歴史公文書の収集を行ってきた実績を有する文書館に意見聴取することで歴史公文書の廃棄は防止できると考える。

＜国、他県の状況＞

公文書管理委員会を設置している国、他県（９都県）のうち、
簿冊等を廃棄する際に委員会に諮問している　　　　　　６県
諮問していない　国、３都県

②　公文書管理規程の制定又は改廃について

＜県の考え方＞

公文書管理規程の基となる公文書管理指針の制定、改廃について山口県公文書管理委員会に諮問することとしているため、各実施機関の公文書管理規程の制定又は改廃については山口県公文書管理委員会に諮問しないこととしたい。

＜国、他県の状況＞

・　公文書管理委員会を設置している国、他県（９都県）のうち
公文書管理規程の制定等を委員会に諮問している　　国、６県
諮問していない　　３都県

・　公文書管理指針を定めることとしている２県は、公文書管理指針について公文書管理委員会に諮問することとし、公文書管理規程については公文書管理委員会に諮問することとしていない。

公文書管理委員会等への諮問事項についての法・他県条例との比較

	諮問先		諮問事項								
	公文書管理委員会	情報公開審査会等	簿冊等の廃棄時	規則注1の制定・改廃の立案時	管理規程注2の制定・改廃の立案時	公文書管理指針の制定・改廃時	保存期間満了時の措置の指針の制定・改廃時	利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求時	特定歴史公文書の廃棄時	利用規則の制定・改廃の立案時	改善すべき旨の勧告時
法	○			○	○			○	○	○	○
山形県	○		○	○	○			○	○		
群馬県	○			○	○			○	○		
東京都	○						○	○	○		
新潟県		○						○			
長野県	○		○	○	○			○	○		
三重県	○		○	○	○			○	○		
滋賀県	○		○			○		○	○		
兵庫県	○					○					
鳥取県		○						○			
島根県		○						○	○		
香川県		○						○			
愛媛県	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
高知県	○		○	○	○			○	○		
熊本県	○		○	○	○			○	○	○	
山口県（案）	○			○		○		○	○	○	

注１）国の場合は、政令　注２）国の場合は、管理規則